

2・24院内集会



衆議院第2議員会館における学習会と交渉

目 次

2・24院内集会	
「原発も温暖化もない未来へ、私たちはどんな電力を選ぶか」	2
パリCOP21合意後の世界	
ダイベストメント、情報開示、訴訟リスクを中心に	2
東京電力福島原発事故被害の5年後の今と	
原発ゼロをめざして	5
関西建設アスベスト大阪・京都訴訟判決と二週間の判決行動	7
高浜原発運転差し止め	
国民と福島県民の願いに応える画期的判決	9
JNEP情報	9
活動日誌	10

「原発も温暖化もない未来へ、 私たちはどんな電力を選ぶか」

2月24日、公害・地球懇は、「原発も温暖化もない未来へ、私たちはどんな電力を選ぶか」の院内集会を開催し、会議室一杯の55名が参加した。集会は、前半は4名の講師による学習会、後半は環境省、経済産業省との交渉となった。

前半の学習会は、東北大学教授の明日香壽川さんが、「パリ協定以降の世界と日本の温暖化対策：ダイベストメント、投資、金融、訴訟への影響を中心に」との演題で講演。世界各地で発生した大型台風や大干ばつを映像で紹介しながら、温暖化により多くの不公平が生じている。新自由主義や市場原理主義の信奉者は温暖化懐疑論を広め、大量のエネルギーを使ってCO2を排出している。わずか1%の人々が、子ども、老人、低所得者や有色人種などの脆弱な人々に被害を与えていると告発。そして、日本政府の原発、石炭火発推進政策を厳しく批判した。パリ協定は歴史的合意ではあるが各国の自主性に委ねられた。一方、企業の経済活動へのインパクトは大きく、パリ協定は、漢方薬としてじわじわ効くであろうと指摘した。

続いて、桃井貴子さん（気候ネットワーク）から石炭火発問題、吉田明子さん（エネルギーシフトキャンペーン事務局）は、電力自由化で何が変わるのかわかりやすく話された（両氏の講演要旨はJNEPニュース4月号に掲載予定）。最後に伊東達也さん（原発問題住民運動全国連絡センター代表）が、原発過酷事故から5年目を迎える福島県の厳しい状況が報告された。

後半は、倉林明子参議院議員同席のもと、パリ協定を実行する温暖化対策強化について、環境省職員8名、経産省職員15名との交渉が行われた。参加者は、石炭火発増設の容認に方針転換した環境省を厳しく問い詰めた。また、「長期的に適切に温暖化対策を推進する」と繰り返す経産省職員に、「納得できない」の声が上がり、閣議決定している2050年温室効果ガス80%削減目標との整合性について追求した。両省との交渉は、6月の全国公害総行動で引き続き行われる予定である。

パリCOP21合意後の世界 ダイベストメント、情報開示、訴訟リスクを中心に 東北大学教授 明日香壽川



2020年以降の気候変動対策の国際枠組みであるパリ協定は様々な意味を持つ。本稿ではパリ合意の国内外に与える影響について、特に化石燃料会社からのダイベストメント（divestment：投資撤退）、企業の情報開示、国や企業が持つ訴訟リスクの3つの側面から考える。

1. ダイベストメント

ダイベストメントは2011年に米国の大学から始まった。現在では、多くの企業、金融・保険機関、投資家、地方自治体、企業、教会などが参加している。2015年12月時点で、このダイベストメントに賛同し参加している組織の数は世界中で500を超え、350.orgという市民団体の調査によると、それらの保有資産合計額は3兆4000億ドル（約420兆円）に達している。

このダイベストメントの直接的な影響の大きさに関しては議論があるものの、実際に化石燃料会社は巨大な座礁資産（環境や状況の変化により価値が毀損した資産）問題や深刻な経営不振問題を抱えている。例えば、Goldman Sachsによると米国の4大石炭会社の市場価値は2015年の間に1割に減少し、米最大手のArch石炭会社は2016年1月に破産申請した。

同じ1月には米格付け会社のムーディーズが120の石油ガス会社と55の石炭会社の格付けを下方修正し、シンクタンクのMercerは石炭関連産業の利益は今後35年間で18～74%減少すると予測している。監査法人のDeloitteも、今年2月に世界の石油ガス会社の約3分の1が破産寸前にあるという報告書を出している。

現時点で、ダイベストメントの効果に対して単純な評価を下すのは注意が必要であるが、その影響は経済的なものだけでなく測れるものではなく、社会意識醸成や国内外での法律制定への影響など多層的かつ長期的な意味を持つ。また、単なるダイベストメントではなく、撤退した資金を再生可能エネルギーや省エネの導入に投資（Investment）するようになれば、すなわち“ダイベストメント & インベストメント”という動きが加速すれば評価も変化すると思われる。

2. 企業の情報開示

1) 金融安定理事会タスクフォース

現在、気候変動が金融システム全体の不安定性を増大させることに対する懸念も高まっている。このような懸念を象徴するものとして、主要25か国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省などの代表が参加する金融安定理事会の動きがある。

イングランド銀行の総裁で金融安定理事会の議長でもあるマーク・カーニーは、G20財務相会議からの要請という形で世界の金融システムが持つ気候変動関連リスクの現状把握、ストレス・テスト実施のためのシナリオや指標の作成、開示すべき具体的な情報の特定、リスク削減策の提言などを目的とする※タスクフォースをCOP21の場で立ち上げた。

マーク・カーニーは、金融・投資という側面から、気候変動リスクには、1) 物理的リスク、2) 産業変革リスク、3) 訴訟リスクの3つがあると述べている。一番目の物理的リスクは、たとえば洪水や海面上昇などのよって資産が毀損するリスクである。二番目の産業変革リスクは、新たな法制度などの導入の影響によって市場を通したモノとサービスの動きが変化することである。第三は、企業や政府が温暖化問題に関する不法行為によって訴訟の対象となるリスクである。

これまでの企業による気候変動に関する情報開示や指標は、炭素排出原単位など限られたものであり、上記の3つのリスクに直接的に関係しないものがほとんどであった。今後は、これまでのSRI（社会的責任投資）やESG（環境、社会、企業統治）投資のレベルを超えた対応が企業に求められることになる。

（タスクフォース：具体的な特定の目的のために一時的に編成された部局や組織）

2) フランス・エネルギー転換法

2015年7月、フランスで画期的な「エネルギー転換法」が制定された。その173条では、フランスの企業、銀行、機関投資家などに対して年次報告書での気候変動リスクに関連する詳細な情報開示を求めている。

具体的には、企業（銀行を含む）に対しては、「気候変動関連の金融リスクおよびその緩和策、自社のビジネスに関連した温室効果ガス（GHG）排出量、気候変動リスクに対する脆弱性、自らの企業活動が気候変動に与える影響」、銀行に対しては「気候変動がバランス・シートに与える影響、ストレス・テストの結果」、機関投資家に対しては「保有資産のGHG排出量、今後の投資計画が持つ気候変動リスクの大きさおよび国・地域・世界のGHG排出削減目標などとの整合性」などに関する情報の開示などを要求する。

これは、単なる情報公開に留まらず、いわば一般企業の事業計画や機関投資家のポートフォリオがフランスの数値目標だけでなく世界全体の目標、すなわちパリ協定で法的拘束力がある目標として規定された2°C目標や1.5°C目標などとの整合性を持つべきことを事実上要求している。

3. 訴訟リスク

どの国でも多かれ少なかれ化石燃料会社やエネルギー多消費産業が政権の支持基盤となっているため、政策の急激な変更、すなわち野心的な省エネや再生可能エネルギーの導入を立法や行政に期待するのは現実的には難しいからである。しかし、三権分立が確立している民主国家であれば、司法が政府や企業を動かすことができる。振り返って見れば、かつての日本の公害問題においても訴訟の役割は極めて重要であった。

実際に国が被告となった例としては、最近ではオランダの市民団体である Urgenda が「オランダ政府はより野心的なGHG排出削減数値目標を持つべき」と訴えて勝訴した裁判がある（オランダ政府は上訴中）。同様の裁判はパキスタンでもあり、市民団体側が一審では勝っている。ベルギーなどでも同様の裁判を市民団体が準備中である。

一方、企業に関しては、米国において「企業が内部告発や内部文書により、健康被害や依存性について熟知しながら、それを隠して、故意に詐欺的な販売を継続してきた」という嫌疑が、米国の化石燃料会社大手の Exxon Mobil などにかけられている。2016年2月、米連邦司法当局は米国下院議員3人による調査要請を米連邦捜査局（FBI）犯罪調査部門に報告して判断を求めた。

現在、同じ下院議員が Shell に対しての同様の調査を公正取引委員会に求めている。もし企業の違反が明白になれば、かつてのタバコ会社裁判と同様に司法当局が多額の課徴金を要求する可能性がある。

4. 結びにかえて

仮に京都議定書のように法的拘束力や制裁措置がある仕組みを西洋薬に例えれば、ゆっくり確実に効果をもたらす可能性があるパリ協定は漢方薬に例えられる。

すなわち、本稿で述べたような一見バラバラのように見える動きが有機的に結びついて、今後は国際社会において法的責任および賠償に対する議論が高まり、リスク回避に敏感なビジネス社会でのお金の流れが変化するとは十分に考えられる。そのような変化が「ニュー・ノーマル」になれば、それは政治経済社会システム全体が変化、いわば体質改善を果たしたことになる。

そうは言っても、それらはあくまでも2℃あるいは1.5℃目標達成のための必要条件であって十分条件ではない。

すなわち、たとえば日本をはじめ各国政府が2℃目標達成に十分なGHG排出削減の実現するよう

な政策を実施するようになるためには、パリ協定という漢方薬だけではなく様々な側面からの市民社会による途方もない努力・抵抗そして温暖化被害の甚大化の両方が必要とされる。それが冷徹な現実であり、覚悟でもある。

東京電力福島原発事故被害の5年後の今と 原発ゼロをめざして

原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員
原発事故被害いわき市民訴訟原告団長
伊東達也

<予測されていたとはいえ、衝撃的>

2015年の12月に重要な発表が相次いだ。

○国勢調査（10月1日現在で3カ月以上住んでいる人口）の速報が発表。県内の4町が人口ゼロ、2村が41人と18人—41人は国の許可を得た特養ホームの入居者、同じく18人は帰還準備の宿泊者—であった。

1920（大正9）年に始まり今回で20回目の国勢調査の歴史上、このようなことがあったのか。アジア太平洋戦争での福島県内からの出征者18万3600人、戦死者6万2000人。しかし、複数の町が5年間も人口ゼロはなかった。

○この日、震災関連死が2006人となり、ついに2千人を超えたことも発表された（2月23日現在で2024名）。地震と津波による直接死が1604人であるので、400人も超える異常事態が止まらない。他県の震災関連死が岩手県457人、宮城県920人であるから福島県が突出しており、その背景には原発事故による過酷な避難生活がある。

<帰還困難区域の住民は棄民される>

やはり12月のことだが、環境省は「森林全体の除染は行わない」との方針を示した。これは帰還困難区域に住んでいた住民の帰還を事実上断念するというもの。帰還困難区域に指定されたのは337km²で、26300人が住んでいた。



しかし、この区域は未だ除染計画も帰還計画もない。これら困難区域は阿武隈高地の集落が多く、山林に囲まれている。森林の除染をしなければ帰還できず、事実上の「棄民」とされてしまう。例えば浪江町の津島地区は約430世帯、1400人が住んでいたが、全体が帰還困難区域に指定。住民は「いま声を上げなければ、各集落は死に絶えてしまう。黙っていれば、津島地区は『廃村』にされ自分たちは『棄民』にされてしまう」と提訴して裁判を闘っている。津島地区住民は福島県民である。福島県民も日本国民である。福島県民を差別し、棄民にすることは絶対許されない。

＜帰還宣言をしても住民は戻らず＞

政府は避難区域のうち「避難解除準備区域」と「居住制限区域」を2017年3月まで解除しようと急いでいるのでこの1～2年でいくつかの自治体が帰還宣言を出すことになるだろう。しかし、すでに帰還宣言をした町では住民が簡単に帰還していない。

20[㌦]から30[㌦]圏の旧「緊急時避難準備区域」は2011年9月末に帰還できるようになったが、いわき市の隣町である広野町の場合は4年半経った今でも4割程度の住民は戻っていない。しかも戻っていない町民に代わって事故収束・除染の作業員が住むようになり、町はかつての町から変容している。昨年9月5日に帰還宣言を出した檜葉町の場合は、3カ月経っても自家用車を運転できる高齢者など6%の住民しか戻っていない。これら避難区域には8つの県立高校があったが、うち5校は2017年3月から休校に入ろうとしている。ますます若い人は戻れない、戻らないことが予測される。

＜復興のためとして「石炭火発」が5か所も計画＞

東京電力広野火力発電所増設（54万[㌦]）、東電と東北電力などの共同火力発電所（いわき市勿来、54万[㌦]）、いわき市好間工業団地に原発関連企業のエイブル（11.2万[㌦]）、相馬市に東電（100万[㌦]）、相馬共同自家（11.2万[㌦]）、オリックス（11.2万[㌦]）である。

「福島県の復興のために」を謳っているが、東電の送電線が使われていない状態に付け込んだもの。

＜3.11後の原発をなくす新たな視点＞

原発をなくす共同運動は歴史的な運動へ—①「原発をなくす全国連絡」が生まれ大きな運動へ、②この「なくす会」と「首都圏反原発連合」と「さよなら原発1000万アクション」などの共同行動で国民的な運動へと発展。

これらの共同行動は、誰でも参加できる、子ども連れでも参加できる配慮が払われ、自らの意見・意思を表明し、「原発をなくす」国民的合意形成への道を拓いている。

同時に、これらの運動は「核廃絶」運動と「憲法9条改悪阻止」運動とともに国民の生命と安全を守るトライアングル運動を構成しつつあり、この認識がそれぞれの運動で共有される必要が出てきている。

福島は全10基廃炉の実現を目指す

東電と政府は福島第二原発4基の廃炉を表明しようとしていない。県民の怒りと不信は強い。

福島県議会を始め全59市町村議会が「10基廃炉」を求める決議を上げている。福島県を代表する11人が呼びかけた「福島県内の全ての原発の廃炉を求める会」を始め、県内の様々な団体が粘り強い運動を続けている。

福島は多くの「墓標」を立てつづけてきた。福島から原発をなくし、自然再生エネルギー先進県にすることは、この地に将来に向けた新しい日本社会への「道標」を打ち立てることになる。

関西建設アスベスト大阪・京都訴訟判決と 二週間の判決行動

関西建設アスベスト大阪訴訟弁護団
弁護士 遠地靖志

1 はじめに

1月22日、大阪地裁は建設現場の石綿被害について、国に対し損害賠償を命じる判決を言い渡しました。さらに同月29日、京都地裁は国と石綿建材企業9社に対して損害賠償を命じる原告勝訴の判決を言い渡しました。

2 大阪・京都と連続勝利判決

（1）四度（よたび）、国の責任を認める

国の責任が認められたのは、東京地裁判決（2012年12月）、福岡地裁判決（2014年11月）に続き、三度目、四度目です。

京都判決では、集じん機付き電動工具の使用を義務付けなかったことを違法とするともに、平成14年以降、屋外作業についても防じんマスクの使用を義務付けなかったこと等を違法としました。これまでの東京地裁判決、福岡地裁判決で認められた国の違法の時期及び内容について、被害者救済の道を広げるものとなりました。

また、大阪判決では、平成7年時点で白石綿（クリソタイル）を含む全ての石綿製品の製造等を禁止すべきであったと初めて判断。これは、平成7年以降も石綿建材を製造販売し続けた企業の違法性が重大であることを示すものであり、石綿建材の使用を推奨してきた国、とりわけ国土交通省の違法を浮き彫りにするものです。

四度、国の責任が認められたことにより、石綿対策を怠った国の責任が改めて浮き彫りになるとともに、国の責任を認める司法判断の流れが確定したといえます。

（2）建材メーカーの責任を初めて断罪

さらに、京都判決では、「概ね10%以上のシェアを有するメーカーが販売していた建材は、建築作業従事者が年に1回程度は使っていた可能性が高い」として、建材ごとにおおむねシェア10%以上の企業の加害責任を認め、そのうち、9社に対して賠償を命じました。京都判決でシェアが10%以上と認定された企業は計19社。ニチアス、A&Aマテリアル、太平洋セメント、日東紡績、ノザワ、クボタ、ケイミュー、大建工業、神島化学工業、三菱マテリアル建材など、石綿建材業界を牽引してきた企業ばかりです。これらの企業責任が認められたことは、石綿建材業界全体の責任が認められたものに等しいといえます。

原告・遺族はこれまで、「自分たちに石綿含有建材を販売して利益をあげてきた企業の責任が問われないのはおかしい。」と訴え続けてきました。京都判決は、こうした原告・遺族たちの訴えを正面から受け止めた判決です。

（3）一人親方の救済にむけて異例の言及

一方、一人親方については、労働者ではないから労働安全衛生法規の保護対象ではない、という形式的な理由で国の責任が認められませんでした。大阪判決では、原告ごとの労働実態を詳しく見て、「労働者」とであると認定して救済された原告もいました。これは、一人一人の労働実態に着目することにより、「一人親方」を救済する道を開くものといえます。また、京都判決では、「（一人親方を）救済する法律を定立しなかった立法府の責任を問うことにより解決されるべき問題」として、国が立法により一人親方の救済を放置してきたことに対して異例の言及をしました。

3 2週間にわたる判決行動

（1）被害救済に向き合おうとしない厚労省・国交省

大阪、京都判決後、原告らは、建設アスベスト被害の全面解決にむけて、2週間、厚労省前宣伝、厚労省要請、国交省要請、国会議員要請、企業要請、野党議員による国交省、厚労省への申し入れなどを行ないました。

厚労省要請（1月25日、2月1日）、国交省要請（2月1日）では、被害者らが「今日、厚労省に来るのも大変で苦しい思いをしてきた。大阪は昨年も2人の原告が亡くなった。いつまで続くのか、あと何年で解決ができるのか。早く解決してほしい。」「大工の父は、肺がんで仕事ができなくなった。自分たちのためだけでなく、これからの若い人たちの被害を心配しながら、被害者は自分たちで最後にしてほしい、と言いつつ残して、昨年亡くなった。」と深刻な被害実態を訴え、国に謝罪と全面解決を求めました。

しかし、被害者らの切実な訴えにも関わらず、「係争中なので具体的な回答はできない。」（厚労省）、「お聞きします。」（国交省）と述べるにとどまり、最後まで判決を真摯に受け止めて全面解決しようという姿勢を見せませんでした。

(2) 野党議員が国交省・厚労省に決断迫る

1月26日、2月2日には、野党5党（民主・維新・共産・社民・生活）が共同で、国交省・厚労省に対し、「いい加減にしてほしい。命がかかっている」、「司法の判断を重く受け止めるべき。行政として過去を顧みることが責任。そろそろ決断するときである。」と、国に決断を迫りました。

(3) 石綿建材企業の姿勢が大きく変化

2月2日には在京11社、3日には在阪4社の被告企業に対して、今回の判決に真摯に向き合い、原告を含む全ての建設アスベスト被害者に謝罪すること、②交渉に誠実に応じ、早期全面解決を求める申し入れを行いました。

2日12時、八丁堀のニチアス本社前に1000人もの原告被害者や支援者が集まり、要請行動を行いました。しかし、ニチアスは事前に要請を拒否。当日の原告・弁護団の再度の申し入れに対しても、自動ドアの電源を切り、警備員をドアの前に立てて、申し入れを拒否。また、申し入れの様子を代理人がビデオ撮影しており、それを見つけた弁護団・原告団が代理人に対して、繰り返し要請に応じるよう求めましたが、最後までニチアス本社の扉は開きませんでした。

また、エーアンドエーマテリアルや太平洋セメント、ナイガイも原告・被害者らの面談を一切拒否するという不誠実な態度をとり続けました。

一方で、「我が社にも社会的責任があるので、他社が動けば応分の負担をすべきと考えている。」「建材大手が（解決）に動き出せば当社も動きやすい。」など、解決を模索する企業もあり、京都判決を受けて、被告企業の姿勢も大きく変化してきています。

4 建設アスベスト被害救済は大きな世論

マスコミ各社も、「国は新たな救済制度を」（毎日新聞1月24日付社説）、「国も企業も救済に動け」（朝日2月1日付社説）、「被害者の手厚い救済が要る」（読売2月2日付社説）、「国と企業は全面救済を」（京都1月30日付社説）、「全面救済の制度づくりを」（神戸1月31日付社説）と書くなど、建設アスベスト被害の救済、全面解決を求める世論は高まっています。

国も被告企業らも早期解決、全面救済に背を向けて控訴をしました（原告らも両訴訟とも控訴）。今後、大阪、京都とも闘いは大阪高裁に移ります。これまでのご支援にお礼申し上げるとともに、建設アスベスト被害の全面救済に向けてさらなるご支援をお願いします。

高浜原発運転差し止め

国民と福島県民の願いに応える画期的判決

原発問題住民運動全国連絡センター代表 伊東達也

関西電力高浜3、4号機の運転差し止めを命じた大津地裁（山本善彦裁判長）判決は、運転している原発を止める初めての決定である。

2014年11月、山本裁判長は、再稼働の高浜3、4号機をめぐる同様の仮処分申請を却下している。



判決を喜ぶ原告たち

理由は「原子力規制委員会がいたずらに早急に、再稼働を容認するとは考えられない。差し止めの必要性もない」としていた。裁判長に何が変化をもたらしたのか。

判決がもたらす衝撃の大きさは重々承知のことであり、その勇気ある判断を重く受け止めた。また、国民と福島県民の心からの願いに応えるものとして、同時に判決は新規制基準について、「不安を覚える」「公共の安寧の基礎となると考えることをためらわざるを得ない」と批判している。画期的なことである。

JNEP情報(3月)

政府の地球温暖化対策計画案

政府は産業構造審議会地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会の合同会合に、地球温暖化対策計画案を示し、温室効果ガス削減目標に、2050年80%削減を加えた。但し2030年のエネルギーミックスや2030年の温室効果ガス排出削減目標などは昨年のものである。

パリ合意を受けても政府の地球温暖化対策計画案は、上記のような実効性のない政策のみとなっている。この計画案は今後パブリックコメントを経てG7サミット前に（閣議？）決定される見込みである。産業部門に対しては、2030年に向けて対策（原単位削減目標？）をしてもエネルギー消費量が2013年より増えるのを容認する。

新規制基準に対する批判としては、2015年の福井地裁（樋口英明裁判長）が「緩やかに過ぎ、これに適合しても安全性は確保できない」との判決文に次ぐものである。

新規制基準は、福島原発事故の検証もなく、立地自治体関係者の意見を聞いたものでもない。原子炉圧力容器と格納容器本体に何ら対策を取っていない、燃料溶融時の対応設備や格納容器の二重化も、免震重要棟の即時整備も義務づけていないものである。避難計画に至っては審査の対象にすらしていない。にもかかわらず、「世界一厳しい規制基準」などと新たな安全神話を振りまく安倍政権への、司法からの明確な批判であることに注目したい。

こうした判決を確定するには更に時間を要することになるだろうが、国民的な運動となった「原発なくせ」の声を一層広め、深めていくことが求められている。

原発再稼働を目指し、産業の対策も「自主的取組」に任せた。発電所の高効率化のところでは発電効率50%台のLNG火力ではなく、それより約10%も低い電力量比CO2では2倍以上の石炭火力の技術だけを示した。政策導入については、排出量取引制度について慎重に検討などと事実上先送りとしている。

関西電力高浜原発の差し止め決定

3月9日、大津地裁（山本裁判長）は、関西電力高浜原発運転差し止めの仮処分決定を下した。決定は、単に国の基準を満たすかではなく、安全性の説明を関西電力に求めた。事故時の避難の可能性についても関西電力に説明を求め、いずれも不十分と判断した。訴えたのは高浜原発から半径70kmまでに住む市民。関西電力は運転中の3号機を決定翌日に停止した（4号機は再稼働した直後にトラブルで停止中）。高浜原発3、4号機は原子力規制委員会では基準適合としているものの、関西電力は今後の裁判でこの決定を覆さない限り、高浜原発の運転はできない。

北陸電力志賀原発1号、原子力規制委員会調査団、直下に活断層と認定

原子力規制委員会調査団は、北陸電力志賀原発1号炉直下の断層は、12～13万年前に活動したとし、活断層であると認定した。北陸電力は活断層でないとして独自の主張を続けているが、今後決定が覆されない限り廃炉は必至となる。

東京都の排出量取引制度成果

東京都は排出量取引制度（総量削減義務化政策）の2014年の結果について、2010～2014年度の削減義務6%ないし8%（基準年比、基準年は2002～7年の連続する3年平均）に対し、削減実績は義務量の3～4倍にあたる25%削減を実現したと発表した。また、今後の削減対策も対象事業所から数多く報告されているとしている。義務化した所と、自主計画任せにした所との差が顕著になっている。

世界の風力発電

2015年末の世界の風力発電は4.3億kW、前年比17%増加し5年間で倍増した。設備容量1位は中国で世界の34%、2位の米国は16%、EU諸国をあわせると33%である。日本は世界19位の304万kWである。日本は世界の3-4%の電気を使い、国内の全電力の数倍、今の数百倍の導入可能性をもちながら実際の導入は世界の1%にも満たない。

また、世界の設備容量でみると風力だけで原発を抜いたことがわかった。発電量ではまだ原発が風力単独より多いが、世界の自然エネルギー全体では原発の約2倍の発電をしている。

公害・地球懇 活動日誌

2016年

2月

- 1日(月)◇関西建設アスベスト訴訟判決行動
- 2日(火)◇ 同 二チアス前行動／企業交渉
- 3日(水)◇JNEP「合同会議」
◇よみがえれ！有明海訴訟「院内学習会」
- 5日(金)◇福島原発千葉訴訟傍聴
◇関西建設アスベスト「二週間判決行動」
総括会議
- 6日(土)◇東京公害患者会
「自転車ネットワーク問題学習・討論会」
- 8日(月)◇JNEP「院内集会」参加要請オルグ
- 9日(火)◇国会議員要請懇談
(民主党・近藤衆院議員
～共産党・塩川衆院議員)
◇環境省～経産省「緊急申入行動」
- 10日(水)◇国会議員要請懇談
(社民党・福島参院議員
＝維新の党・初鹿衆院議員)
- 11日(木)◇トヨタ総行動
- 12日(金)◇フクシマ現地調査実行委員会(5-5)
- 13日(土)◇福島原発被害訴訟原告団「全国連絡会」
結成
- 15日(月)◇公害総行動実行委員会・事務局会議
- 17日(水)◇福島原発避難者訴訟
- 18日(木)◇自治研究集会実行委員会・拡大企画会議
- 20日(土)◇JNEP2015年度第3回幹事会
- 22日(月)◇「原発と人権」交流集会実行委員会
- 24日(水)◇院内集会「原発も温暖化もない未来へ！
私たちが選ぶ電力」
◇環境省、経産省交渉

今後の予定

- 3月19,20日「原発と人権」全国交流集会(福島大学)
- 3月20,21日 第5回フクシマ現地調査
- 3月26日 原発のない未来へ！
3.26大集会(11時～代々木公園)
- 3月26,27日 公害弁連総会(熊本)
- 4月9日 第2回 オーフス条約日弁連シンポジウム
(18時～弁護士会館)

発行 : 公害・地球環境問題懇談会
(公害・地球懇/JNEP)
連絡先 : 〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F
TEL 03-3352-4938
FAX 03-3352-9476
郵便振替 : 00140-1-80892